

## 蒲郡市制限付一般競争入札施行要領

### (目的)

第1条 この要領は、蒲郡市の発注する建設工事の請負契約に係る制限付一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、入札事務の円滑な執行を図ることを目的とする。

### (一般競争入札に付する建設工事)

第2条 一般競争入札に付することのできる建設工事は、設計金額が200万円を超える建設工事とする。ただし、市長が特に定めた場合は除くものとする。

### (一般競争入札の入札参加資格)

第3条 一般競争入札に参加できる者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により許可を受けた建設業許可業者で、同法第27条の23の規定による経営事項審査を受け、本市の入札参加資格者名簿に登録された者とする。

### (業者の等級区分の通知)

第4条 業者の等級区分は、蒲郡市建設工事請負業者格付要領に基づいて行い、入札参加資格者に対して通知するものとする。

### (一般競争入札への参加制限)

第5条 一般競争入札を適正かつ合理的に行うため、対象工事ごとに次に掲げる条件を付して、一般競争入札の参加を制限することができるものとする。

- (1) 営業所の所在地
- (2) 建設業法に基づく許可の種別
- (3) 同種工事の施行実績又は、対象工事についての技術的適正
- (4) 経営事項審査結果通知書の総合数値、年間平均工事完成高
- (5) 指名停止の状況
- (6) その他特に必要と認める事項については、各入札の公告で公表する。

2 前項により付する条件は、資格審査会の協議を経て決定する。

### (一般競争入札の公告)

第6条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項の規定に基づく一般競争入札実施の公告は、蒲郡市役所掲示場において掲示し、及びインターネット等の情報通信技術を用いて行う。

### (入札参加資格の審査)

第7条 一般競争入札に参加しようとする者の参加資格を審査するため、一般競争入札参加希望者から所定の期限までに一般競争入札参加資格確認申出書（第1号様式）の提出を求めるものとする。

2 施行令第167条の5第2項の規定に基づく公告の定めるところにより、前項の公告で一般競争入札参加資格に係る資料の提出を求めた場合は、申出書に併せて第5条に係る資料（現場代理人等の資格（第2号様式）、同種工事の施行実績（第3号様式））等を提出させることができる。

3 前2項の規定による資格審査に合格した者（以下「入札参加資格者」という。）に対して、競争入札参加資格確認通知書（第4号様式）を交付する。

（入札参加資格の取消）

第8条 入札参加資格者が次の各号の一に該当することとなったときは、その資格を取り消すものとする。

(1) 施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者となったとき。

(2) 入札参加資格の申請書その他提出書類に、虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

(3) 競争入札参加資格確認通知書を交付したのち、贈賄、連合等の疑いで役員、社員が逮捕されるなど反社会的行為が明らかになったとき及び国又は地方公共団体から指名停止を受けたとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、一般競争入札に参加させることが著しく不適当と認められるとき。

2 前項の規定により、入札参加の資格を取り消したときは、入札参加資格者に対して、その旨を通知するものとする。

（設計図書の閲覧等）

第9条 市長は、一般競争入札に付する建設工事の設計図書（以下「設計図書」という。）を、入札参加資格者に対して閲覧させ、又は貸与することができるものとする。

2 市長は、設計図書を公衆の閲覧に供する必要があると認めるときは、インターネット等の情報通信技術を用いて、公告をした日から設計図書を公衆の閲覧に供するものとする。

（入札執行日）

第10条 一般競争入札の執行日は、原則として木曜日とし、その日が休日及び祭

日にあたる場合はその日の前日とする。

(入札会場への入室)

第11条 入札参加資格者は、入札会場へ入室しようとするときは、あらかじめ交付した競争入札参加資格確認通知書(第4号様式)を関係職員に提示しなければならない。

(入札回数)

第12条 入札執行回数は、原則として3回を限度とする。

(入札の取り止め)

第13条 入札参加資格者に連合その他の不穏な行動があり、又はその疑いがある場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めるものとする。

(電子入札案件)

第14条 電子入札案件は、蒲郡市電子入札実施要領の規定を優先するものとする。

(雑則)

第15条 この要領に定めるもののほか必要な事項については、市長が定める。

附 則

この要領は、平成6年7月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年9月10日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和3年2月1日から施行する。

2 この要領の施行の際、改正前の蒲郡市制限付一般競争入札施行要領の規定による第1号様式及び第4号様式の内紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。